

**長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱第5条第1項に規定する
認定品目、製品認定基準（建設資材）
及び第14条第2項に規定する工法認定基準**

(平成20年4月1日制定)	
(平成20年9月9日改正)	(文言等修正)
(平成21年3月18日改正)	(建設汚泥改良土、再生砂追加)
(平成22年3月5日改正)	(植生基材追加)
(平成22年10月26日改正)	(再生土砂追加)
(平成23年4月1日改正)	(公的規格等取得工場修正)
(令和元年12月18日改正)	(再生砂の再生資源追加)
(令和2年11月30日改正)	(再生土砂の基準変更)
(令和3年3月22日改正)	(文言等修正)
(令和4年3月22日改正)	(関係法条ずれ修正、再生加熱 アスファルト混合物の基準変更)
(令和4年12月5日改正)	(再生路盤材の再生資源追加)

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱第5条第1項第1号の建設資材に係る認定品目、製品認定基準及び第14条第2項の工法認定基準について、以下のとおり定める。

第1 認定品目は、次のとおりとする。

- (1) 再生加熱アスファルト混合物
- (2) 再生路盤材
- (3) コンクリート二次製品
- (4) 舗装用ブロック
- (5) 再生材利用タイル
- (6) 地盤改良材
- (7) 建設汚泥改良土
- (8) 再生砂
- (9) 再生土砂
- (10) 植生基材
- (90) その他の建設資材
- (A) リサイクル工法

第2 認定品目ごとの製品認定基準は、別表1から別表90に掲げるとおりとする。
工法認定基準は、別表Aに掲げるとおりとする。

第3 この認定基準で使用する用語の例は、次のとおりとする。

- (1) 溶出量基準Ⅰ群
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）（農用地、米及びアルキル水銀に係る基準を除く。）
- (2) 溶出量基準Ⅱ群
溶出量基準Ⅰ群のうちカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ホウ素及びフッ素に係る基準
- (3) 含有量基準群
土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に定める基準のうちカドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ホウ素及びフッ素に係る基準

(4) 公的規格等取得工場

認定申請の対象のリサイクル製品について、次の表の第2欄に掲げる認定品目ごとに定める規格等による認定を取得している工場

	認定品目	規格等
1	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度による認定
2	再生路盤材	アスファルト混合物事前審査制度による認定
3	コンクリート二次製品 プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	JIS A5371 JIS A5372
4	舗装用ブロック	JIS A5371 JASS 7 M-101 (「JASS」とは、日本建築学会の規格をいう。 以下同じ。)
5	再生材利用タイル	JIS A5209
6	地盤改良材	—
7	建設汚泥改良土	—
8	再生砂	—
9	再生土砂	—
10	植生基材	—
90	その他の建設資材	—
A	リサイクル工法	—

(5) 準公的規格等取得工場

認定申請の対象のリサイクル製品の材料構成とは異なる材料構成の製品について、当該申請の認定品目に該当する規格等（上の表の第2欄に掲げる認定品目ごとに定める規格等）を取得している工場

第4 この製品認定基準で用いる規格等については、その最新版（追補を含む。）を適用する。

第5 工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95条）により改正された工業標準化法（現、産業標準化法）に基づき、主務大臣の登録を受けた認証機関により受けた製品認証は、この認定基準において、改正前の工業標準化法により受けた認定と同等とみなす。